

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金のご案内

大船渡市では、避難路沿道等に面している危険なブロック塀等の所有者などを対象に、ブロック塀等の地震に対する安全性を向上させる安全確保対策に要する費用の一部を予算の範囲内で助成しています。

対象となるブロック塀等

次の①から⑤のすべてに該当するもの

- ①コンクリートブロック造や石造、レンガ造などの塀(※1)
- ②避難路沿道等(※2)に面していて、自己点検により耐震性が不十分と判断されたもの
(一般の方でも点検可能な「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を利用した自己点検です)
- ③地面からの高さが1メートル以上(擁壁上の場合: 擁壁上端から0.6メートル以上)のもの
- ④建築基準法令に違反していないもの
- ⑤塀に関する他の補助金の交付を受けていないもの

※1 **金属フェンス、土留め、擁壁などは対象外**となります

※2 大船渡市耐震改修促進計画の別紙に記載された「避難路」(国道、県道、市道など)の沿道、又は「避難地」(市が指定した避難場所)に隣接する敷地 **私道は対象外(一部対象あり)**

◎ **詳細については下記までお問い合わせ下さい**

対象となる費用

対象となるブロック塀等の全部に対して、現行の建築基準法令に適合するように行う安全確保対策に要する耐震診断費、工事費(※3)、設計費、工事監理費等

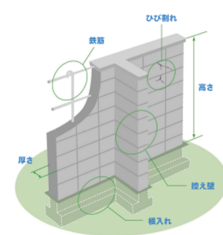
※3 耐震改修工事(補修、補強等)、除却(一部除却含む)、建替え(除却と共に行う場合のみ)

補助金額

補助対象経費の2/3に相当する額以内で、次の①または②の補助限度額以内

- ① 耐震改修工事(耐震診断費用含む)、除却、建替えの場合
対象となるブロック塀等の延長1mあたり8万円以下、かつ、最大30万円
- ② 耐震診断のみ(要綱第5第2項第6号に該当する場合)
最大3万円

※補助対象経費: 工事などに要した費用のすべてが対象になるわけではありません



留意事項

- ◆ **必ず事前にご相談下さい**
- ◆ 補助金の交付決定前に着手(耐震診断、工事請負契約など)すると申請できません
- ◆ 市税を滞納している方は申請できません
- ◆ 受付期間 令和元年12月27日(金)まで(受付期間を延長しました)

お問い合わせ・お申し込み

大船渡市役所 住宅公園課 住宅建築係(本庁舎3階) TEL: 0192-27-3111(内線322)